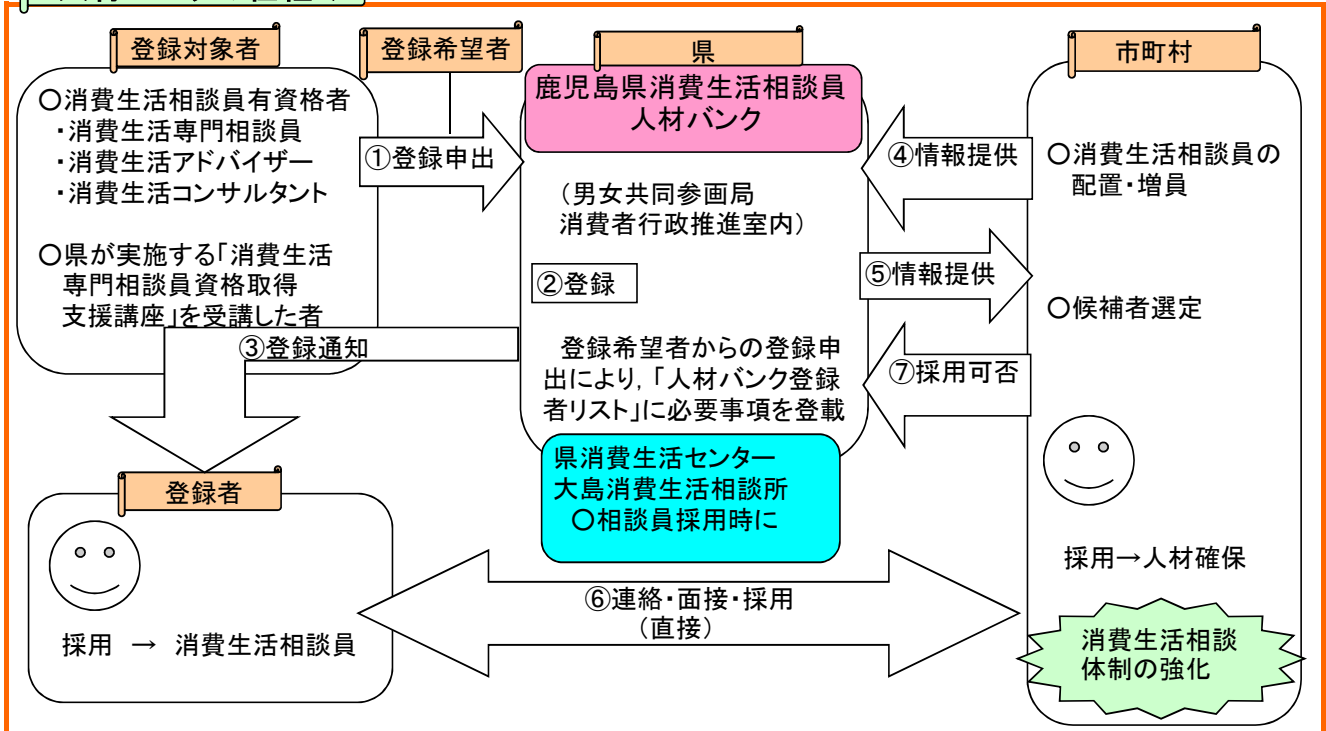


「鹿児島県消費生活相談員人材バンク」 への登録者を募集しています。

県では、県及び市町村の消費生活センターや相談窓口で、消費生活相談員として勤務を希望する方の情報を登録し、相談員の採用を希望する市町村に情報提供を行う「鹿児島県消費生活相談員人材バンク」を設置し、現在、登録者を募集しています。

人材バンクの仕組み



(登録希望者の皆様へ)

1 登録の申出

人材バンクの登録対象者のうち、登録を希望される方に、県に登録申出書を提出していただきます。
(下記連絡先に郵送、FAX又は電子メールで御提出ください。)

2 リストへの登載等

県は、申出書に記載された内容を人材バンク登録者リスト(以下「リスト」という。)に登録し、その旨を申出された方に通知します。

なお、登録された情報については、この事業以外の目的で使用することはありません。

3 リストの活用

市町村からの依頼に応じてリストの情報を提供します。

【留意事項】

人材バンクへの登録は、消費生活相談員としての採用を保証するものではありません。

(市町村の皆様へ)

【留意事項】

県は、登録の申出をされた方が登録対象者であることが確認できた場合、原則として登録を行います。相談業務を行うための適性、無資格の方の資格取得に向けた意向など、各市町村における採用要件については、それぞれの市町村で面接等により判断していただくことになります。

【連絡先】 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県 男女共同参画局 消費者行政推進室 消費者行政推進係
電話 099-286-2521 FAX 099-286-5524 E-mail seibun-ss@pref.kagoshima.lg.jp